

京都市上下水道企業管理規程第30号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年10月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(競争入札を行う前の予定価格の公表)

2. 管理者は、当分の間、次に掲げる場合において特に必要があると認めるときは、競争入札を行う前に、第14条第1項本文（第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により定めた予定価格を公表することがある。

(1) 競争入札により工事の請負契約(第14条第1項本文の規定により定めた予定価格が同条第3項に規定する管理者が定める額以上であるものを除く。)を締結しようとする場合

(2) 前号に掲げるもののほか、競争入札により別に定める契約を締結しようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程の規定は、この規程

の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る入札手続について適用する。

(上下水道局総務部用度課)